

関東交通観光戦略2016 —2017年度行動計画—

【目次】

○はじめに	1
○Ⅰ. 本計画策定・実施に当たっての重要な視点	2
○Ⅱ. 2017年度の施策	5

○はじめに

- ・ 関東運輸局では、2016年6月に、交通・観光に関する関東地方の特性を踏まえつつ、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年を見据えた5年程度の中期戦略と2016年度の施策をまとめた「関東交通観光戦略」（以下「戦略2016」という。）を策定した。
- ・ 戦略2016に記載した2016年度の施策を基本として、関東運輸局では交通・観光の各分野において取組を行い、一定の進捗を得たところである。例えば、交通に関しては「がんばる地域応援プロジェクト」を実施し、地方自治体と二人三脚で地域公共交通の再編を目指す取組を行い、地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通網形成計画が新たに5件提出され、再編実施計画の認定が2件なされた。また、物流においても、2016年10月に改正された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づき、関東運輸局管内において全国初となる効率化計画の認定がなされたほか、駅等の公共空間での宅配ボックスの設置等が進んでいる。
- ・ 観光に関しても、東京都内4地域において貸切バスによる道路混雑の解消のための実証事業を行ったほか、受入環境整備の観点から、東京特別区、武蔵野市及び三鷹市におけるタクシー初乗り短縮運賃の導入や手ぶら観光の実現のための実証事業といった取組もなされた。
- ・ 他方で、戦略2016の策定後には、高齢者による自動車運転事故の続発、物流事業における労働力不足の一層の深刻化、駅ホームからの転落事故に対する社会的関心の高まり、さらには貸切バス事故を踏まえた道路運送法の改正、訪日外国人旅行者における、いわゆる“モノ消費”から“コト消費”への需要変化等注目すべき動きもみられる。
- ・ 戦略2016では、その第3章において「毎年度末に、本戦略の推進状況の点検と必要な見直しを行い、戦略と次年度の施策をブラッシュアップ」と記載しているところ、上記のような取組の進捗と現在の状況を踏まえ、戦略2016のフレームワークの中で関東運輸局が2017年度に取り組む行動指針を定めることとする。具体的には、2017年度の施策やその進め方をまとめるものとして、2017年度行動計画（以下「本計画」という。）を策定するものとする。

I. 本計画策定・実施に当たっての重要な視点

本計画は、戦略2016に基づき2017年度の施策を定めるものであるが、これまでの取組の進捗や上述の状況変化を踏まえつつ、メリハリをつけて実施していく必要があることから、本章では、2017年度の施策に取り組むに当たっての特に重要な視点を記することとする。

1. 広域関東全体で訪日外国人旅行者を受け入れるための環境整備（戦略2016第2章第1節関連）

- ・ 2016年の訪日外客数の推計値^{*1}は、2,403万9千人となっており、前年に比べて伸び率は鈍化したものの、順調に数値は伸びている。
- ・ 訪日外国人旅行者による日本国内での消費額は、前年比7.8%増の3兆7,476億円となったが、1人当たりの旅行支出の推移は前年比12.2%減の14万7,175円となっており、いわゆる爆買いに代表される“モノの消費”から、FIT^{*2}による体験型の観光需要（“コト消費”需要）への移行が顕著になっている。

こうしたFIT化の加速により、ゴールデンルート以外の地域への訪日外国人旅行者の誘致への期待が一層高まりをみせている。

- ・ また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックや2019年のラグビーワールドカップの開催が迫る中、これらの大会を契機とした観光先進国実現のため、新たに「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（2017年2月「ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議」決定。）が示される等、様々な観点からの施策の具体化が必要な時期となっている。

- ・ なお、政府の観光政策については、戦略2016の策定後、2016年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」を踏まえた観光立国推進基本法に基づく新たな観光立国推進基本計画（平成29年3月28日閣議決定）が策定されている。

これを踏まえ、2017年度当初に「観光ビジョン推進関東ブロック戦略会議」を設置し、関東運輸局が中心となって同ビジョン及び計画の確実な実施を図るための体制構築を予定している。

^{*1} 日本政府観光局公表数値。（2017年1月17日）

^{*2} Foreign Individual Tourist 外国人個人旅行者

2. 超高齢社会に対応した地域公共交通の再編（戦略2016第2章第2節関連）

- ・ 昨今、2016年10月に発生した横浜市内における小学生男児の交通死亡事故をはじめとして、高齢者による自動車運転事故の発生が相次いでおり、社会的にも高齢運転者による交通事故に対する関心が高まっている。
- ・ 政府としても、2016年11月に「高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議」を開催し、また、これを受けた関係省庁局長級からなるワーキングチームを設置する等、政府一丸となって高齢運転者による交通事故に関する対応を加速化している。
- ・ 高齢運転者による交通事故を防止するためには、2017年3月に施行の改正道路交通法にみられる運転者としての適性確保に関する施策と併せて、高齢者が自動車に依存することなく安心して移動できる環境の整備が必要であり、そのためには高齢者のニーズに即した地域公共交通の確保やバリアフリー化の推進が一層急務となっている。

3. 労働力不足に対応し国際競争力を強化するための物流効率化・高度化（戦略2016第2章第3節関連）

- ・ 近年、労働人口の減少やインターネットによる通信販売の急速な普及等を背景に、物流業における労働力不足が深刻化しており、特に2017年3月には大手物流事業者における時間帯指定配達の見直しや大口顧客との賃上げ等の検討が報じられる等、持続可能な物流サービスの確保が急務となっている。
- ・ このような中、国土交通省では、2016年を「生産性革命元年」と位置付け、20の「生産性革命プロジェクト」を選定、その1つに「物流生産性革命」を掲げ、物流分野における非効率性（例：トラックの積載率が41%）の解消を通じたドライバー不足の克服や経済成長への貢献を目指した取組を推進している。
- ・ 物流サービスの持続的発展のためには、物流業の就職先としての魅力を高めることによる人材確保と併せて、労働者の減少を補う「生産性の向上」を図る必要がある。
- ・ 関東運輸局としても、2017年度を生産性革命「前進の年」と位置づけ、産業と経済の加速へ貢献を目指す観点から、取引環境・長時間労働改善に向けた荷主・事業者等の協議会の開催、共同配送による効率化等を推進し、また、国民の暮らし向上に資する観点から、宅配便の再配達削減、手ぶら観光の環境整備、貨客混載による過疎地の物流の実現等を目指す取組を行う必要がある。

4. 防災減災対策と事故防止対策の推進による安全安心の確保（戦略2016第2章第4節関連）

（1）貸切バス事業による事故防止対策

- ・ 貸切バスの安全対策については、2016年1月の軽井沢スキーバス事故の発生を受けて、国土交通省がとりまとめた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に基づき、様々な再発防止策を推進している。
- ・ これを受けて、2016年12月には改正道路運送法による制度改正が行われており、その趣旨も踏まえ、関東運輸局として貸切バスの事故防止対策を強力に推進していく必要がある。

（2）鉄道駅ホーム及び踏切道における安全性向上対策

- ・ 2016年8月の東京地下鉄銀座線青山一丁目駅、2017年1月の東日本旅客鉄道京浜東北線蕨駅等における視覚障害者のホームからの転落事故が相次いでいる。国土交通省では、「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」を設置し、ハード・ソフト両面からの転落防止に係る総合的な安全対策について2016年12月に中間とりまとめを行ったところである。
- ・ また、踏切における事故については、これまでの安全対策の効果もあって長期的には減少傾向にあるものの、依然として約1日に1件の踏切事故が発生し、約4日に1人が死亡している状況にある。また、「開かずの踏切」は全国に約500カ所（関東運輸局管内約370カ所）存する等、未だ対策の必要な踏切道が多数存在している。
- ・ このような状況を踏まえ、2016年3月には踏切道改良促進法が改正され、同法に基づく改良すべき踏切道の指定期限の5年間延長、地域の実情に応じた対策を検討するための協議会制度の創設等の措置が講じられたところである。
- ・ 上記については、いずれも人命に関わるものであり、社会的関心も高い問題であることから、着実に対策を進めていく必要がある。

II. 2017年度の施策

本章では、戦略2016第3章に基づき、2017年度に取り組むべき施策を記することとし、I. に記した本計画策定・実施に当たっての重要な視点に密接に関連するものについては（※）を付した。

1. 広域関東全体で訪日外国人旅行者を受け入れるための環境整備（戦略2016第2章第1節関連）

（1）広域関東観光周遊ルートの普及・促進等に関する取組

①「東京圏大回廊」ルートのプロモーション（※）

- ・ 関東観光広域連携事業推進協議会において2016年度に実施した事業について、同協議会を中心に総括を行い、2017年度計画に基づく「東京圏大回廊」ルートのプロモーションが予定されている。関東運輸局として、引き続き同協議会と密接に連携しつつ、本事業を推進する。

②地域ブランドによる各観光地の魅力向上（※）

- ・ TOKYO&AROUND TOKYOブランド地場産品^{*3}の認知度を高めるため、イベントを開催する。特に開催場所については、国際空港等といったより訪日外国人旅行者に認知されやすい場所を検討する。

③広域関東の観光資源に関する情報発信

- ・ 広域関東の観光資源や周遊マップ等を掲載したポータルサイト（同協議会と共同で構築）をスマートフォンにも対応させるほか、同マップの海外における旅行博での配布といった情報発信を引き続き行う。

（2）観光地までの移動円滑化に関する取組

①羽田空港からのアクセス強化（※）

- ・ 羽田空港の深夜早朝時間帯におけるアクセス強化を目的に、空港会社等からの出資金を活用して実施しているアクセスバス^{*4}について、利用者の動向等を踏まえて、経路変更等の改善を図る。

②東京のタクシー初乗り短縮運賃の事後検証（※）

- ・ 東京都特別区、武蔵野市、三鷹市において、2017年1月30日よりタクシー

^{*3} 2015年度に関東観光協議会と連携し、関東運輸局管内の各地域の地場産品を認定。

^{*4} 関東運輸局と国土交通省航空局で共同事務局を務める「羽田深夜早朝アクセスバス運行協議会」において策定した2015年度からの3カ年度の計画に基づき運行。

の初乗り短縮運賃が導入された。今後、利用客の動向や事業者の運送収入の状況等について、丁寧な事後検証を行い、今後の政策遂行に生かしていく。

③一括した経路情報の提供（※）

- ・ 2016年度の情報提供事業により得られた情報提供フォーマットが利活用されるよう、同協議会や地方自治体と連携し、横展開を図る。

④タクシー運転者等の訪日外国人に対する待遇向上

- ・ タクシー運転者等を対象に実施している外国人旅客接客研修について、2017年度においても、引き続き実施する。

(3) 日本滞在時の快適性の確保に関する取組

①滞在時の快適性の確保に資する財政支援（※）【新規】

- ・ 観光案内所をはじめとした各種施設におけるデジタルサイネージの設置や多言語による観光案内、公衆無線LANの整備、トイレの洋式化等の取組について財政支援を行う。

②観光案内所の機能強化（※）【新規】

- ・ 「観光ビジョン実現プログラム2016」(2016年5月「観光立国推進閣僚会議」(主宰：内閣総理大臣)決定。)において観光拠点化が求められた新幹線駅(関東管内：14駅)等の拠点施設について、地方自治体、観光協会、施設運営事業者等に対し、JNTO認定外国人観光案内所の設置や、多言語対応が可能な職員の常駐等、観光案内所の充実を働きかける。

③手ぶら観光の推進（※）

- ・ 2016年度に実施した国際手ぶら観光サービス利用促進に関する実証事業のフォローアップを行うとともに、引き続き実証事業の実施や手ぶらカウンターの設置について、幅広く関係者に働きかけを行う。

(4) その他の取組

①貸切バスによる道路混雑問題の解消（シャトルバス、舟運活用等）

- ・ 2016年度に都内観光地で行った実証実験の成果を踏まえ、貸切バス駐車問題対策会議及びマナーアップキャンペーンを定期的に行い、各地域におけるルールの確立を図るとともに、ルールブックを作成し貸切バス事業者、旅行者等への周知を行う。

また、実証実験から得られた成果については、パンフレットとしてとりまとめ、他地域へ横展開し、課題解決に向けた働きかけを行う。

②図柄入りナンバープレートの交付【新規】

- ・ 地域振興や観光振興に活用する観点から、自動車のナンバープレートについて、2017年度中に導入される東京オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップ特別仕様ナンバープレートの普及に取り組む。

2. 超高齢社会に対応した地域公共交通の再編（戦略2016第2章第2節関連）

（1）超高齢化社会に対応した公共交通ネットワークに再構築

～「がんばる地域応援プロジェクト」の推進等～（※）

- ・ 戦略2016に記載した取組のポイントの内容が地域公共交通網形成計画等に反映されるよう、引き続き、「がんばる地域応援プロジェクト」を実施する。その際、勉強会の実施時期等の見直しを図るとともに、昨今の高齢者による運転事故の発生状況を踏まえ、以下の点について特に働きかける。
 - 高齢者のニーズに応える上でデマンド交通が有効である一方、これのみにより多様なニーズに対応することは困難なため、デマンド交通からコミュニティバスへの接続といった各モード間の連携が必要であること。
 - 病院やスーパーの玄関口までの乗入れといったマイナーチェンジ、乗り方教室の開催や高齢者向けのバスマップの作成といったソフト事業も重要であること。
- ・ 加えて、地域公共交通網形成計画案等に対する助言・提案、事業者間の調整、住民、議員、市町村幹部等への助言・情報提供等の支援を実施するとともに、地域公共交通マイスター等他の取組と一層の連携を図ることを通じ、がんばる地域応援プロジェクトの成果向上に努める。
- ・ 一方、持続可能な地域公共交通網の構築には、地方自治体のみならず、交通事業者の協力が不可欠であるため、関東運輸局として交通事業者の経営者層ときめ細やかな対話を行い、必要に応じて助言等を行うとともに、地方自治体への支援の一環として活用する。
- ・ 高齢者による運転事故の防止に向け、警察や地方自治体等と連携し、関東運輸局本局、支局、事務所等を活用した啓発活動や情報提供等に努める。
- ・ 地方自治体や利用者等への情報提供の一環として、コミュニティバスの利用状況やバス停における上屋の整備状況等の地域公共交通の現況を数値化して可視化するとともに、利用状況の数値化について、より実態を反映した評価となるようその手法の継続的見直しを行う。また、より地域公共交通の利用を促進するため、まちづくりとの連携やモビリティマネジメントに関する優良事例の横展開を図る。

（2）バリアフリー化の推進（※）【新規】

- ・ 東京オリンピック・パラリンピックを契機として、共生社会の実現に向けたユニバーサルデザイン、心のバリアフリーを推進し、これらを同大会のレガシーとして残すため、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づき具体的取組を実施するとともに、安全な公共交通機関の利用を望む障害者等の二

- ーズに応じて体験等の場を提供することについて検討を行う。
- ・ ノンステップバス、リフト付バスやユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）の導入の促進のための財政支援を行う。
 - ・ 一日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上である鉄道駅について、段差の解消、ホームドアの設置その他の視覚障害者の転落を防止するための整備等の移動等円滑化の実施促進のため財政支援を行う。
 - ・ 施設等の整備を促進し、面的・一体的なバリアフリー化を促進するため、地方自治体や交通事業者を対象としてバリアフリー基本構想策定を促すための説明会等を行う。

3. 労働力不足に対応し国際競争力を強化するための物流効率化・高度化（戦略2016第2章第3節関連）

（1）関係者と連携した物流効率化の推進（※）

- ・ 関係機関との連携を強化し、荷主連携やモーダルシフトに向けて、より効率的な情報発信、案件形成を実施する。
- ・ モーダルシフト関連機器導入助成等の既存予算制度や宅配ボックス等新たな予算制度を周知し、その効果的な活用を図る。
- ・ 事業者等に対する改正物流効率化法の周知に加え、これまでに認定された優良事例を紹介する。

（2）トラック輸送における取引環境・長時間労働の改善（※）

- ・ これまでに実施した実態調査や協議会の議論等を踏まえ、2016年度に引き続き各都県においてパイロット事業を実施する。
- ・ 荷主、トラック運送事業者に対し「トラック輸送における生産性向上方策に関する手引き」の周知及び活用を働きかける。
- ・ トラック運送事業者に対し、「トラック運送事業者のための価格交渉ノウハウ・ハンドブック」の周知及び活用の働きかけを行い、適正な取引環境を確保する。
- ・ トラック運送事業者に対し、2016年度に作成の「中継輸送実施手順書」の周知及び活用の働きかけを行い、長時間労働の改善を図る。

（3）宅配便の再配達削減（※）

- ・ 駅等の公共空間における宅配ボックス設置について、事業者等の関係者と連携し国の支援制度を活用しつつ促進する。

(4) 貨客混載による旅客鉄道の活用 (※)

- ・ 2016年度の実証事業を踏まえつつ、鉄道事業者、物流事業者と協力して、旅客鉄道による貨物輸送について、引き続き検討を行う。

(5) 物流事業の労働力確保 (※)

①トラック運転者の人材確保

- ・ 若年層や女性に対して、トラック運送事業の役割等を伝えるため、高等学校等への訪問を引き続き行うとともに、2017年度からは、トラック協会等の関係者と連携し、人材確保に向けた取組の情報発信や職業としてのトラック運転手についてのPRを行う。
- ・ 「トラック運送における生産性向上方策に関する手引き」、「トラック運送事業者のための価格交渉ノウハウ・ハンドブック」及び「中継輸送実施手順書」の周知及び活用を図る。(再掲)

②若年船員の確保・育成、海事教育の推進

- ・ 船員教育機関・水産系高等学校の生徒を対象にインターンシップや出前講座を実施するとともに、学校と内航海運業界との意見交換会を実施する。
- ・ 合同企業説明・面接会の開催やハローワーク等と連携した就職面接会において、船員職業相談窓口を開設し、職業としての船員についてPRを行う。
- ・ 小中学生や教員、保護者を対象に内航海運や船員、海事産業の魅力を発信し、興味を持ってもらうための取組を実施する。

(6) 京浜港の広域集貨体制の構築

- ・ 京浜港物流高度化推進協議会において、今後の取組を検討しているところであり、同協議会での議論を活性化し連携を強化することを通じて、施策を推進する。

4. 防災減災対策と事故防止対策の推進による安全安心の確保 (戦略2016第2章第4節関連)

(1) 防災減災対策の推進

①鉄道施設整備に対する財政支援の実施等

- ・ 耐震化、浸水対策等の促進のため、財政支援を行う。
- ・ 関係行政機関から構成される協議会を通じて、防災・減災に資する情報を収集し、関東運輸局管内の鉄道事業者に対して必要な情報提供を行う。
- ・ 浸水対策について、地下街、接続ビル等関係者が多岐に亘ることから、協議が円滑に行われるよう必要な調整を行う。

②「支援物資物流システム連絡会」を活用した連携体制の構築

- ・ 都県単位で設置されている「支援物資物流システム連絡会」について、地方自治体、トラック運送事業者、倉庫業者に加えて、2017年度から新たに鉄道事業者や内航海運事業者の参画を得て、多様な輸送機関の関係者による連携体制を構築する。
- ・ 2016年4月の熊本地震の教訓を踏まえて、支援物資物流を含む広域物資拠点開設・運営ハンドブック等の改訂が予定されていることから、その周知を進める。

③バス等による代替輸送を確保するための体制の構築

- ・ 鉄道事業者が代替輸送を確保できない場合に、関東運輸局が地方自治体の要請を受けて、バス事業者等との調整を行う体制を構築するため、「関東運輸局旅客代替輸送実施要綱」について、机上訓練や鉄道不通区間の代替輸送に関する情報伝達訓練を行い、必要に応じて見直しを行う。

④津波避難体制の強化

- ・ 関東運輸局管内の船舶運航事業者に対して旅客及び船舶の津波避難マニュアルの作成を促す。特にマニュアル作成が負担となっている中小規模事業者に対しては、2016年7月に国土交通省が公表した「津波対応シート」の活用によりマニュアルの作成を促す。
- ・ 既にマニュアルを作成した船舶運航事業者に対しては、これに基づいた津波避難訓練を実施し、それを踏まえて内容を充実するよう促す。
- ・ また、近隣に避難場所がない地域における津波対策として、地方自治体等への周知を行い、「津波救命艇」の普及を図る。

(2) 事故防止対策の推進

①自動車関係

i) 「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」及び改正道路運送法を踏まえた対策の実施（※）

- ・ 2016年6月にとりまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」及び同年12月の改正道路運送法の施行を踏まえて、以下の対策を実施する。

○ 貸切バス事業における事業許可の更新制の円滑な導入

a 改正道路運送法の施行により、2017年4月から、貸切バス事業において、事業許可の更新制が導入されることから、全事業者に対する更新期限の通知や説明会等による制度周知を行う。

b 更新申請の審査に当たっては、各事業者が、必要な法令知識を有しているかを確認するため法令試験を実施するとともに、迅速かつ厳格な申請処理を行う。

- 民間指定機関による巡回指導等の適切な実施
 - a 改正道路運送法に基づき、貸切バス事業者に対する巡回指導等を行う適正化機関の指定を適切に行い、2017年8月を目途に巡回指導及び負担金徴収等が開始されるよう取り組む。
 - b 上記の指定機関による巡回指導の実効性を確保するため、指導マニュアルの作成、研修等の支援、事業者に対する制度周知等を行うとともに、指定機関から関東運輸局に対する通報の仕組みを構築する。
 - 貸切バス事業への監査については、2016年11月に改正（12月施行）した監査方針及び行政処分基準に基づき、法令違反の是正を図るとともに、同方針等の厳格な運用により実効性を確保する。また、街頭監査については、効果的な実施場所、時間帯等を選定し、実施する。
 - 中小規模の貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価を優先的に実施する。
 - ドライブレコーダーの記録を活用した指導監督の実施等の貸切バス事業者、運行管理者の遵守事項の徹底等を図る。
 - また、貸切バス事業者による事業遂行が適正になされるよう、旅行業に係る業界構造を踏まえ、旅行の手配等を担う者の適正化を含め、旅行の安全・安心の確保に関する取組を実施する。
- ii) 事故情報、優良事例の共有
- ・ 主に高齢者による乗合バス車内事故、交差点等における死亡事故について、事故要因及び再発防止策を公表するとともに、研修会等を通じて周知する。また、各事業者等が実施している事故防止対策等の優良事例についても共有を図る。
- iii) 整備の充実・強化
- ・ 大型車の車輪脱落事故、車両火災事故等の社会的影響の大きい事故の再発防止を図るため、特に大型車について、自動車点検整備推進運動、街頭検査、整備管理者研修等を実施する。
- iv) 監査の適確な実施
- ・ トラック運送事業等に係る民間指定機関と連携しつつ、重大かつ悪質な法令違反の疑いのある事業者に対して集中的な監査を実施する。

②鉄道関係

- i) 鉄道駅のホームにおける安全性向上に向けた対策の推進（※）【新規】
- ・ 鉄道事業者が実施するハード面の進捗状況やソフト面の対応状況を把握し、ハード面の整備促進及びソフト面の取組の改善について指導する。
 - ・ ホームドア、内方線付き点状ブロック等の整備を促進するため、財政支援を行う。
- ii) 踏切道における安全性向上に向けた対策の推進（※）【新規】

- ・ 関東運輸局と鉄道事業者、道路管理者、関東地方整備局等で構成する地方踏切道改良協議会を活用する等、改良すべき踏切道について、地域の実情に応じた幅広い対策の検討・実施を促進する。
 - ・ 踏切遮断機、踏切支障報知装置等の踏切保安設備の整備を促進するため、財政支援を行う。
- iii) 運輸安全マネジメント評価の適確な実施
- ・ 運輸安全マネジメント評価を引き続き計画的に実施していく。
- iv) 事故情報、優良事例の共有
- ・ 事故及び輸送障害の要因及び再発防止策のほか、輸送障害が発生した場合の早期復旧策について、会議等を通じて共有を図る。
- v) 保安監査の適確な実施
- ・ 事故防止の観点から施設の整備・維持管理状況について、輸送障害防止の観点から再発防止策・早期復旧策について、それぞれ確認・指導を行う。

③ 船舶関係

i) ヒューマンエラーの防止

- ・ 安全総点検や小型船舶安全対策について、運航労務監理官と船舶検査官が連携して、ハード・ソフト両面からの安全指導を行う。安全総点検において、旅客船を中心に100隻を目標として立入検査を実施する。
- ・ 事業者による自主的な船員教育等を推進するため、夏季の安全総点検において620事業者、年末年始の安全総点検において389事業者に対して自主点検を実施するよう要請し、そのための自主点検票を配布・回収する。

ii) 船舶の運航管理の充実等による安全確保

- ・ 船舶の安全な運航を確保するため、以下の施策を実施する。
 - 運航労務監理官による監査、事故の再発防止策の指導・徹底
 - 運輸安全マネジメント評価等の推進
 - PSC^{*5}の推進によるサブスタンダード船^{*6}の排除
 - 日本船舶に対する関係法令に基づく確実な検査の実施による船舶の基準適合性の確保
 - 船員の資質確保のための、STCW条約^{*7}に基づく海技免状や締約国資格受有承認証の交付
 - 船内の労務管理等の不備等に起因する海難を防止するための、船員災害

^{*5} Port State Control 日本に寄港する外国船に対する立入検査

^{*6} 条約が定める基準に適合していない船

^{*7} 船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約

防止基本計画の確実な実施

iii) 小型船舶（プレジャーボート、漁船等）の安全対策

- ・ マリーナ、漁港等において、小型船舶操縦者に対して、発航前点検の実施等遵守事項の徹底等を図るとともに、川下り船及び小型旅客船に対して、ライフジャケットの着用、適切な備付け等について安全指導を実施する。
特に、小型船舶におけるライフジャケットの着用義務の範囲が2018年2月から拡大されることを踏まえ、制度改正についての周知徹底を図る。